

伊方町社会福祉協議会
ソーシャルネットワークサービス運用ガイドライン

伊方町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運用する公式ソーシャルネットワークサービス（以下「本会SNS」という。）のガイドラインを次のとおり定めます。

1 基本方針

本会の取り組みや行事などの情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、SNSを開設し、情報発信を行います。

2 ソーシャルメディアの定義

Twitter、Facebook などインターネット上のサービスを利用して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体を言います。

3 アカウント情報及び運用管理者など

- （１）アカウント名：伊方町社会福祉協議会
- （２）運用管理者：社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会
- （３）運用責任者：本会事務局長
- （４）発信者：本会職員

4 運用方法

（１）発信内容

- ア 本会の情報、本会が主催する行事などの情報
- イ 災害緊急時の情報
- ウ その他、発信することが適当と認められる情報

（２）運用時間

原則として勤務時間内（平日の午前８時３０分～午後５時３０分）に、不定期に発信します。なお、この上記時間以外にも、必要に応じて発信する場合があります。

5 コメント・リプライ（返信）等への対応

- （１）本会から、コメントやリプライへの個別の返信、フォローは原則行いません。返信・フォローをした場合でも、全てのコメント・リプライに対しての返信・フォローを保証するものではありません。
- （２）本会へのご意見やご提案は電話、FAX 等にて受け付けます。

6 緊急時における対応

大規模災害の発生時など、平時と異なる対応が必要とされる場合は、市民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報についても、必要に応じてフォロー及びリツイート等を行います。また、災害ボランティアセンターの活動に関する更新情報等を発信します。

7 免責事項

- （１） 本会の情報などについて、利用者の方により身近に感じていただけるよう、一部くだけた表現を使用する場合があります。
- （２） 本会 SNS の掲載情報の正確性については万全を期していますが、利用者が本会 SNS 情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- （３） 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は本会に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ本会に対して著作権などを行使しないことに同意したものとします。
- （４） 本会 SNS は、SNS 運営会社のシステムによって運用しています。本会は、システム運用状況に関する質問などについては、一切お答えすることができません。

8 利用者による書き込みの削除など

以下の各項に該当する場合、予告なく削除、またはアカウントのブロックを行う場合があります。

- ・ 法律、政令、省令などに違反する内容、または違反する恐れがあるもの
- ・ 特定の個人、団体を誹謗中傷するもの
- ・ 政治・宗教活動を目的とするもの
- ・ 著作権、商標権、肖像権など、本会または第三者の知的所有権を侵害するもの

- ・ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・ 人種、思想、信条などの差別、または差別を助長させるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容、または単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報进行特定、開示、漏えいするなど、プライバシーを害するもの
- ・ 他の利用者、第三者などになりすますもの
- ・ 有害なプログラムなど
- ・ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・ 本会の発信する内容の一部、または全部を改変するもの
- ・ その他、本会が不適切と判断した情報、またはこれらの内容を含むリンクなど

附 則

この運用方針は、令和3年5月1日から施行します。